

お客さまへの**重要**なお知らせ

当組合では、お客さまとのお取引について、以下のとおり

受取証

受領証

預り証

を必ず発行いたします。お客さまからお預かりした通帳・証書等は、手続きが完了次第、速やかに返却いたします。

窓口にご来店された場合

お客さまから現金・通帳・証書等をお預かりする際は、必ず当組合所定の「**受取証**」を発行いたします。

- 1.「**受取証**」は現金・通帳・証書などをお客さまからお預かりした事を証明する大切な証となりますので、記載内容に間違いがないかを十分にご確認ください。
- 2.「**受取証**」は、手続きの完了を確認されるまで大切に保管してください。
- 3.当組合から返却した通帳・証書または現金については、金額など間違いがないか、ご確認をお願いいたします。

ご自宅等で得意先担当者とお取引した場合

お客さまから現金・通帳・証書等をお預かりする際は、必ず当組合所定の「**受領証**」「**預り証**」を発行いたします。

- 1.「**受領証**」「**預り証**」は、現金・通帳・証書などをお客さまからお預かりした事を証明する大切な証となりますので、記載内容に間違いがないかを十分にご確認ください。
- 2.「**受領証**」「**預り証**」は、得意先担当が後日、お客さまへ通帳・証書などの返却や現金をお届けする際に回収いたしますので、大切に保管してください。
- 3.当組合から返却した通帳・証書または現金については、金額など間違いがないか、ご確認をお願いいたします。

当組合では「名刺」や「メモ」等を「**受取証**」等の代わりに使用する事はありません。



まごころの
都留信用組合

富士吉田市下吉田 2-19-11 お客様相談窓口：0120-302144(フリーダイヤル)